

原著論文

スポーツ・レクリエーション活動のリスクの法的考察（1）

加藤 英俊

Hidetoshi Kato: Risks of Sports and Recreation Activities from a Legal Perspective. Bulletin of Sendai University, 46 (2) : 61-74, March, 2015.

Abstract: This paper deals with risks of sports and recreation activities. Those risks involve risks inherent in these activities, unreasonable risks of injury created by participants in these activities or service providers of these activities, and reasonable or unreasonable risks of injury created by the injured participants or spectators. The first group of risks is related to the extent of the duty of care owed by defendant to plaintiff. A risk of the second group is related to a fact which shows a factor of negligence cause of action, that is, the breach of the duty of care. The third group is relevant when discussing affirmative defenses, such as contributory negligence and assumption of risk. Studying cases and theories related to these risks in America, I will consider the factors of the liability of those participants and service providers.

Key words: Duty of Care, Express Assumption of Risk, Implied Assumption of Risk
キーワード: 注意義務、明示的なりスク引き受け、黙示的なりスク引き受け

I 序説

1. はじめに

スポーツやレクリエーション活動には被害のリスクが内包されており、柔道やラグビーのようなコンタクト・スポーツでは破滅的な被害が生じることがある。それらのリスクは、これらの活動に固有なリスク、これらの活動の参加者又はサービス提供者によって作り出される不合理な被害のリスク、そして、被害を受けた参加者又は観客によって作り出された合理的な又は不合理な被害のリスクを含んでいる。本稿は、スポーツ事故が生じた場合に、被害者が賠償を求める訴訟において、そのようなリスクがどのように考慮されるかを考察しようとする。

本稿の主たる考察対象はアメリカにおけるスポーツ事故事件である。その理由は、(1) わが

国の場合に比べて事例が豊富であるということ、(2) アメリカの諸法域で被告は、原告が損害賠償を受けることを完全に阻止する「リスク引き受け (assumption of risk)」と「寄与過失 (contributory negligence)」という積極的抗弁 (affirmative defense) を主張できる、または、できたということ、そして、スポーツ事故訴訟においてこれらの抗弁が重要であるということである。スポーツ指導者向けスポーツ法入門書、Gray Nygaard & Thomas H. Boone, COACHES GUIDE TO SPORT LAW 4 (1985) は、「貴方が過失の責任を問われたならば、多分、二つの良く知られた抗弁が使用されるでしょう。これらの抗弁の一つはリスク引き受けと呼ばれ、そして、もう一つは寄与過失と呼ばれる」(強調部分は原著) と述べている。不法行為法のテキストでもこれらの抗弁は論じられてお

り、例えば、DOBBSの第11章のトピックC「引き受けられたリスクに因る賠償額の縮減、または、責任の移転」は、リスク引き受けを論じており、特に、§215は「スポーツ事件における引き受けられたリスク」を扱っている。¹⁾

本稿はリスク引き受けの抗弁、理論を中心に考察するが、スポーツ・レクリエーション活動に焦点を置くので、スポーツ活動に関係する製造物責任訴訟におけるリスク引き受けの理論には係わらない。²⁾

スポーツ活動中に殴打等の意図的な加害行為があり得ないわけではないが、本稿は意図的な加害行為を対象としない。³⁾しかし、勝負が掛かったゲーム中の行為には、加害行為を意図していないが、「他のプレーヤーの安全を無視した無謀な (reckless) 行為」(以下では、無謀な行為と表現する。)が生じる可能性がある。

スポーツやレクリエーション事故での法的責任問題は、参加者が参加する活動の危険を理解しながら参加を望むという、つまり、被害を受けた参加者に焦点を当てる観点から観念されることができるし、活動の性質からプレー中のプレーヤーたちがお互いにどのような注意義務を負っているかという観点からも観念されることができ、議論が錯綜する基となっている。本稿で複数回引用する文献は省略形式で行う。省略形式は末尾参照。

2. 関係する諸概念と諸論点の文脈

1) 過失訴訟の要件 DIAMOND, ET AL. at 50 は、過失訴訟において原告が行わなければならないことについて、「過失を理由として賠償を得るためには、原告は、一応有利な事件 (prima facie case) を立証するために、証拠の優越〔つまり、50%以上〕によって以下の諸要件のそれぞれを立証しなければならない」と述べて、義務 (duty)、注意の基準 (standard of care)、義務違反 (breach of duty)、事実上の因果関係 (cause in fact)、近因 (proximate cause)、および、損害 (damages) の6つの要件を挙げている。⁴⁾

原告はこれらの要件の全てを示す諸事実について証拠を提出しなければならない。原告が過

失の訴えに必要な諸要件の全てを示す諸事実について証拠を提出するとき、原告は「一応有利な事件」を形成したといわれる。原告は、さらに、それらを証拠の優越によって陪審員たちを説得しなければならない。つまり、原告はこれらについて証明負担 (burden of proof) を負っている。原告が証明負担を尽くしたとしても、被告は、例えば、自分に過失があったとしたとしても、原告に寄与過失がある、または、原告はリスク引き受けをしていたという新しい事実を主張して、自分の法的責任を免れようとするかもしれない。これが積極的抗弁である。被告が積極的抗弁に成功すると、原告は敗訴する。積極的抗弁の証明負担は、被告が積極的に提出する必要はないけれども、被告にある。参照、DOBBS, §19.

DOBBSは、「義務という言葉は……被告の行為がよって以って判断される法的基準、または、若干の場合には、被告が満たすべき基準が存在しないということを述べるものとして用いられる」 (§115, at 270.)、「現代法では、過失という言葉は……行為を述べているに過ぎない。その意味では、過失という言葉は不合理にリスクである行為を意味するに至っている」 (§114, at 269.)、「過失は、他者に対する予見可能な危害を包含する不合理なリスクを作り出す、または、そのリスクを回避することを怠る行為である」 (§116, at 275.)と、そして、「全ての人が一般的に負っている義務—注意の基準—は、他者に対して危害を作り出すリスクを避ける、または、極小化するために、同じ又は類似の状況の下で、合理的で慎重な人なら払うだろうとされる注意を払う義務である」 (§117, at 277.)と述べている。このように、義務と義務違反と注意の基準とは密接に結びついている。⁵⁾

「他者に対して危害を作り出すリスクを避ける、または、極小化するために、同じ又は類似の状況の下で、合理的で慎重な人なら払うだろうとされる注意」という注意の基準は、被告の行為が過失に該当するか否かを判断する一般的な基準であり、「合理人 (reasonable person) 基準」「慎重人 (prudent person) 基準」「合理

的に慎重な人基準」などと呼ばれている。⁶⁾ 合理人基準は、現実の被告自身の最良の判断、または、能力という被告の主観的な側面に焦点を当てたものではないという点で、基本的に客観的である。陪審は、被告が注意義務の基準を充足したか否かの判断で、合理人基準を適用する。原告の寄与過失の有無の判断も、同様に、合理人基準が適用される。⁷⁾

DOBBS, § 117 at 277 は、この一般的な基準について、「初期設定ルール、つまり、特定具体的な当事者たち又は彼らの特定具体的な状況に向けられたより特殊な基準が存在しない場合、および、被告が何らかの異なるレベルの注意を負っていない場合場合に適用される基準であると言う方がより正確だろう」と述べている。人々はこのような一般的な注意の基準に従って行為することを要求されているので、大概、義務の存否は争点にならないが、被告が原告に対して注意義務を負っていないか、または、制限された注意義務しか負っていないかという主張が行われることがある。⁸⁾ *Nabozny v. Barnhill*, 334 N.E.2d 258 (Ill. App.Ct. 1975) は、サッカーのゲーム中に、ゴール・キーパーがペナルティー・エリアでボールを抱えて屈み込んでいた時に、ボールを追ってきた相手側のフォワードに頭部を蹴られて負傷した事故において、ゲームの最中に生じた他のプレーヤーに対する被害に就き不法行為訴訟から免除されているという被告の主張を退けたが、他方で、一般的な注意の基準を採らず、他のプレーヤーの安全を無謀にも無視 (reckless disregard) してはならないという制限された義務を認めた。注意義務の存否、課せられる注意の基準は、裁判官が判断する問題事項である。⁹⁾

1987年のスーパー・ボウル・フットボールのゲームの日にスーパー・ボウル・パーティーに出席した少年・少女たちが、スーパー・ボウルのハーフタイムの間に、「子供用」フットボールでタッチ・フットボールのゲームを行っている間に参加した少女が負傷した事件、*Knight v. Jewett*, 834 P.2d 696 (Cal. 1992) で、California州最高裁判所の多数意見は義務の存否の問題としたが、Kennard 判事、Panelli 判事はこの事

件を義務の存否の問題として扱うことに反対し、リスク引き受けの問題として扱うことを主張している。このように、義務の存否の問題として適切に扱える領域について争いがある。

2) 寄与過失 寄与過失の理論の起源は、*Butterfield v. Forrester*, 11 East. 60, 103 Eng. Rep. 926 (K.B. 1809) と言われている。

寄与過失とは、一つに、原告が自ら自分に被害をもたらす過失を犯すという原告の行為の名称であるが、さらに、原告の過失が被告の過失と相まって原告の被害を引き起こした場合に、原告が被告から賠償を受けることを完全に阻止する法的効果を認める理論、コモン・ロー上の抗弁も寄与過失と呼ばれている。寄与過失の抗弁は、被告の過失がいかに重大な場合でも、原告に些かでも過失があると、原告は全く賠償を受けることができないとされる過酷さ（「全てか、無か」ルール）が問題とされてきた。

比較過失システムは、原告の過失と被告の過失が相まって原告の危害を引き起こしている場合に、法的責任をそれぞれの過失の割合に比例して負わせる考え方であり、このシステムの下では、原告は損害額全体から自分に帰せられる寄与過失の割合を引いた額の賠償を受けることができる。比較過失システムは、原告の過失の割合が被告のそれを上回っても原告に賠償を認める純粋型と、原告の過失の割合が被告のそれよりも小さいことを要求する49%型、及び、原告の過失の割合が被告のそれと同等である場合に賠償を認める50%型の二つの修正型に分けられる。Mississippi州が1910年に最初に比較過失法を採用した。1973年にFlorida州が *Hoffman v. Jones*, 280 So.2d 431 (1973) で、1975年にCalifornia州が *Li v. Yellow Cab Co.*, 532 P.2d 1226 (1975) で純粋型を採用し、その後9つの州が判決によって比較過失システムを導入した。ただし、*McIntyre v. Balentine*, 833 S.W.2d 52 (1992) で49%型を採用したTennessee州を含め、3つの州は修正型を採用した。1960年代後半から1980年までの間に多くの州が制定法又は判決により比較過失システムを採用している。¹⁰⁾

裁判所は、伝統的な寄与過失の理論の過酷さ

を緩和するために、「最後の明白な機会 (last clear chance)」の理論¹¹⁾のような、寄与過失の抗弁の適用を制限する法理を形成してきた。Li v. Yellow Cab Co., at 1243 は、比較過失システムの採用により、「最後の明白な機会の理論は廃止される、そして、また、リスク引き受けの抗弁は、それが先に述べた寄与過失の理論の別形でしかない範囲で、廃止される。これら双方は法的責任を過失に比例して評価する一般的な手続きに包摂される」と述べた。このように、比較過失システムの採用は、寄与過失において用いられてきた諸理論の再検討を要求した。比較過失システム採用前には、寄与過失でもリスク引き受けでも、原告は賠償を受けることを阻止されたので、理論的な相違の検討が十分でなかったように思われる事件も存在する。

Pierce v. Murnick, 145 S.E.2d 11 (N.C. 1965) では、リングから投げ出されたレスラーが、リングサイドの第1列目の席に座っていた観客に倒れ込み、観客の L. F. Pierce 氏が被害を受けた。Pierce が興行主に対して人身被害に就き賠償を求める訴えを起こした。被告勝訴の判決が下され、原告が上訴した。North Carolina 州最高裁判所は、「原告自身の証拠が、競技者がリングから投げ出されるかもしれないということを知っていた、または、知っている筈であったときに、無防備な場所に座ることによって、彼は自ら寄与過失を犯したことを示している」(at 13. ゴチック体化は筆者) と述べた。

Schentzel v. Philadelphia National League Club, 96 A.2d 181 (Pa. 1953) では、初めて野球の試合を観戦した Schentzel 夫人がファウル・ボールの打球に当たり被害を受けたことにより野球場の経営者を相手に賠償を請求する訴えを起こした。Pennsylvania 州の上訴裁判所は、原告は「野球の試合の観戦に付随する通常のリスクを黙示的に引き受けていたとされざるを得ない」(at 187. ゴチック体化は筆者) と述べた。

Pierce 氏が「競技者がリングから投げ出されるかもしれないということを知っていた、または、知っている筈であったときに、無防備な場所に座る」ことが寄与過失とされ、Schentzel が、非常な速さで投げられたり、打たれたりす

る「ボールが到達するかもしれない場所に立っている観客はその状況を知りながら、自発的にその場所に身を置いていた」ことがリスクの引き受けであるとされている。危険を知りながら、自発的にその場にいるということが、一方で、寄与過失とされ、他方で、リスク引き受けとされている。

上記の二つの判決が示すもう一つの問題点は、双方ともに、寄与過失、リスク引き受けの争点を論じる前に、被告は原告に対して義務を負っていなかったと、すなわち、「証拠は、被告の過失を示さなかった」(Pierce v. Murnick, at 12.)、「法律問題事項として原告は被告の側の過失を証明することができなかった」(Schentzel v. Philadelphia National League Club, at 187.) と認定していることである。したがって、寄与過失や、リスク引き受けの積極的抗弁を論じるまでもなく、原告は敗訴であろう。

比較過失システム採用以前に寄与過失とリスク引き受けの相違が問題になっていなかったわけではない。New Jersey 州では、1973 年に比較過失法が承認される前に、Meistrichi v. Casino Arena Attractions, Inc., 155 A.2d 90 (1959) において、Hawaii 州では 1969 年の比較過失法の採用以前に、Bulatao v. Kauai Motors, 406 P.2d 887 (1965) において、Alaska 州では、比較過失システムを採用した Kaatz v. State, 540 P.2d 1037 (1975) に先立って、Leavitt v. Gillaspie, 443 P.2d 61 (1959) においてリスク引き受けが寄与過失に併合されている。

他方で、Alabama, Maryland, North Carolina, Virginia の諸州は伝統的な完全な抗弁としての寄与過失を維持しており、リスク引き受けは別個の抗弁であることを認めている。Maryland 州の最高裁判所は、Schroyer v. McNeal, 592 A.2d 1119 (1991) で、寄与過失は完全な抗弁であり、リスク引き受けは別個の抗弁であることを認めている。比較過失システムを採用している州においても、Rhode Island, West Virginia, Georgia, Nebraska, Oklahoma などの州はリスク引き受けを、比較過失システムに併合されない、別個独立の抗弁として認めて

いる。

3) リスク引き受け REST. 2D TORTS § 496A は、一般原則として、「被告の過失、または、無謀な行為から生じる危害のリスクを自発的に受け入れる原告は、そのような危害に就き賠償を受けることができない」と述べている。そして、そのコメント b は、この一般的な原則は殆どの法域で「リスク引き受け」と呼ばれていると、そして、それは「同意する者には被害なし (volenti non fit injuria)」という法諺とは用語上区別されるが、適用される諸ルールは何れも同じであると述べている。

DOBBS § 211, at 535 は、「明示的な又は黙示的な同意としての引き受けられたリスク」という見出しの下で、「本質的な考えは、原告が契約又はその他の方法で明示的にリスクを引き受けることに同意するときは常に、そしてまた、原告が言葉又は行動によってリスクを引き受けたときは、原告はリスクを引き受けるというものである」と述べている。

REST. 2D TORTS § 496A のコメント c 「リスク引き受けの複数の意味」は、この用語が「4つの異なる意味で使用されており、そして、その区別はほとんど明瞭にされていないので、大きな混乱を纏っている用語である」と指摘し、その4つの意味を次のように述べている。第1は § 496B 「明示的なリスク引き受け」という表題の下で扱われている場合、つまり、「原告が被告に対して、原告を保護するために注意を払う義務から解放するという明示的な同意を与えている」場合である。第2は、リスクを含む関係であることを原告が知っている被告との関係に原告が自発的に入る場合であり、第3は、「原告が、被告の過失によって作り出されたリスクに気付いており、そのリスクに自発的に向かっていくことを行う、または、自発的に継続する」場合であり、この二つは「黙示的なリスク引き受け」と呼ばれ、§ 496C で論じられている。¹²⁾ 第4は、黙示的なリスク引き受けの一つの態様であるが、原告が了知しているリスクに自発的に向かっていくことが、それ自体で不合理であり、したがって、原告自身にも被害の法的原因となる過失、いわゆる寄与過失がある

場合である。この第4の場合のように、REST. 2D TORTS は寄与過失と黙示的なリスク引き受けが重なり合うケース、つまり、寄与過失の抗弁とリスク引き受けの抗弁が共に成立するケースが存在することを認めている。

リスク引き受けに関する教科書もまたリスク引き受けの整理を行い、検討・批判を展開しているが、これらの区別が問題を抱え、混乱を引き起こしてきたことは、REST. 3D TORTS : APPORTIONMENT OF LIABILITY § 2 が、「明示的なリスク」を「責任に対する契約による制限」と名称を変えて、REST. 2D TORTS § 496B の基本的な諸原則を存続させる一方で¹³⁾、「このセクションで述べられているルールは、REST. 2D TORTS §§ 496C - 496G を拒絶し、そして、それに取って代わる」¹⁴⁾と述べていることに端的に表されている。

19世紀の前半に被用者の被害に対する使用者の責任が問われた事件から共同雇用のルール (fellow servant rule) という特殊な形式のリスク引き受けルールが発展させられ、このルールの考えは、Priestly v. Fowler (1837) 3 M&W 1, 150 ER 1030 に起源を有すると言われている。¹⁵⁾ 共同雇用の理論によれば、「被用者は同様に雇用されている同僚の過失によって引き起こされる被害を受けるリスクを暗黙裡に受け入れている。使用者は、……その事によって法的責任を完全に免れる。使用者は、安全なシステムと職場が存在すること、および、原告の同僚が合理的に有能であることを保証するために彼が個人的に負う注意義務に違反したことに就き法的に責任を負うとされるだけであった。『共同雇用』の基礎は、『使用者と被用者との間で構成される雇い主と使用人との間の関係から含意される使用者と被用者との間の相互的な請負』の本質的な側面であると裁判官たちが認めた契約条項であった。その条項は、『数人の労働者が同じ仕事で雇い主に勤めるのに従事するとき、彼らは、不注意のリスクを含めて、曝されるリスク、そして、彼らの使用者が彼らを守ることができないリスクを知っている、または、知っているべきであり、そして、彼らはそのような諸リスクに関して契約すると考えられなければ

ならない』という理由で、雇用契約に自動的に含意された。」¹⁶⁾ このような説明から見ると、共同雇用のルールは、一方では、使用者の法的義務の範囲を、他方で、被用者の黙示的なリスク引き受けを扱っており、双方が展開する可能性を有していたと解される。共同雇用の理論は、今日では、労災補償法によって廃止又は制限されているが、それ以前に使用者 - 被用者関係を越えて広まっていた。¹⁷⁾

REST. 2D TORTS は寄与過失とリスク引き受けが重なり合う場合があることを認めている。しかし、先に挙げた *Meistrich v. Casino Arena Attractions, Inc.* はこれを否定し、重なり合うとされる部分は寄与過失に過ぎず、この場合にリスク引き受けの陪審説示を行うことは混乱を招くだけだとして、そのようなリスク引き受けを放棄した。

さらに、先に見たように、絶対的な抗弁として寄与過失を存続させている法域ではリスク引き受けも絶対的な抗弁として存続しており、また、比較過失システムを採用した法域でも、寄与過失とリスク引き受けが重なり合うケースの存在を認めず、リスク引き受けを独立の抗弁として存続させている法域が若干ある。このような多様性はアメリカの諸法域でリスク引き受けの諸論点を扱う考えの相違を浮かび上がらせるものであろう。

以下で、これらの諸論点を念頭に置いて、リスク引き受けについて判決、理論を検討する。リスク引き受けの理論は REST. 2D TORTS § 496A のコメント c で示されているように、大きく「明示的なリスク引き受け」と「黙示的なリスク引き受け」に分けられている。寄与過失の理論と関係して問題とされてきたのは後者である。しかし、スポーツ、レクリエーション活動におけるリスクの問題は双方で現れてくる。そこで、最初に、明示的なリスク引き受けを、次に、黙示的なリスク引き受けを考察する。そして、アメリカの理論等を見た後に、我が国でのソフト・ボールでのスライディングによる負傷事故の判決、長野地裁佐久支判平7・3・7判時1548.121などと理論的な比較を行いたい。

II 明示的なリスク引き受け

1. はじめに

REST. 2D TORTS § 496B は「契約によって、または、その他の方法で、被告の過失行為、または、無謀な行為から生じる危害のリスクを受け入れることに明示的に合意する原告は、その合意がパブリック・ポリシーに反するとして無効にされない限り、そのような危害に就き賠償を受けることができない。」(ゴチック体化は筆者)と述べている。そして、そのコメント a は、明示的な合意は通常、契約の形式をとると述べている。

REST. 3D TORTS: APPORTIONMENT OF LIABILITY § 2 は、「契約法、請求を規律する実体法、適用可能な解釈ルールによって許容される場合には、原告とその他の者との間の契約であって、その他者を将来の危害に就き法的責任から解放する契約は、その危害に就きその他者から原告が賠償を受けることを阻止する。」と述べている。そして、そのコメント a で、このことは通常、「明示的なリスク引き受け」と呼ばれてきたが、「妥当性と解釈の諸争点に関してより直接的に契約法に言及するために『法的責任に関する契約による制限』という用語を用いる」と述べている。そして、コメント c で、「法的責任に関する契約による制限は、文書による合意、明示的な口頭での合意、または、黙示的な事実上の同意 (implied-in-fact consent) を形成する行為によって生じえる。」(ゴチック体化は筆者)と述べている。ここでも、文書による合意の場合とそうでない場合とが含まれている。

免責合意は契約法と不法行為法の双方に係わっている。免責合意について、GALLIGAN ET AL., at 689 は、「契約法における主要な考慮事項は、次の通りである。(1) 当事者たちは合意したか。(2) 当事者たちは何について合意したか。(3) 彼らはそれについて自由に合意できたか、または、法がそのような合意を無効としているか。」と述べている。(2) では免責合意が法的に有効とされる範囲を確定することが問題であり、(3) では免責合意がパブリッ

ク・ポリシーに違反するとして無効とされる場合に該当するか否かが問題となる。REST. 2D TORTS § 496C (2) は、黙示的なリスク引き受けのルールは、「リスクを引き受ける明示的な合意がパブリック・ポリシーに反するとして無効であるような状況では適用されない」と述べている。したがって、(3) のパブリック・ポリシーの論点は明示的なリスク引き受けだけの考慮事項ではない。

しかし、契約の成立の成否は別にして、原告が被告の如何なる行為について法的責任を免除しているか、つまり、合意の範囲を確定しようとする場合には、文書による合意の場合と行為により同意が認められる場合とは同一には論じられ得ない。この点で、文書による合意の場合とそうでない場合とを区別する必要がある。

2. 文書による場合の合意の範囲

1) 文書の意図の明白性 COTTON & WILDE, at 66 - 67 は「裁判所は、権利放棄が強制可能であるためには、文書の意図が明白でなければならないということに合意している。サービス提供者の過失の結果として被害を受けた場合にサービス提供者を訴える権利を署名者は放棄しているということが明白に署名者に分かる程度に文言は明白であり、明瞭であり、そして、容易に理解できることが必要である」と述べて、そして、合意が明白であるか否かを決定する上で、次のことが裁判所の諸判決から導き出されるとしている。(1) 合意文書は、その合意がサービス提供者を過失責任から解放するという事を明白に述べなければならない。(2) 書式は、合意の意図を強調しなければならない、即ち、表題は権利放棄 [waiver 又は release of liability] と書かれなければならない(参加申込票 [sign up sheet 又は roster] であってはならない。)、合意文書と免責の文言は読み易い活字でなければならない、そして、免責の文言は目につきやすくなければならない(肉太、大文字、下線、着色)。(3) 署名者には合意文書を読む機会が与えられなければならない。(4) 権利放棄文書は、権利放棄によって保護されることが必要な活動、状況又は状態を含む

ように言葉遣いに注意しなければならない。なお、参照。DOBBS ET AL., § 233.

2) 重大な過失、無謀な行為に関する免責合意¹⁸⁾
免責合意は、通常、過失行為について行われている。DOBBS ET AL., § 232 at 835 は、「多くの州は、過失からさらに進めて、重大な過失行為、無謀な行為または意図的な行為に就き法的責任を免除しようとする権利放棄を認めていない。その他の諸州は、権利放棄が当事者たちの意図を明白に表現しており、そして、一方の当事者に有意義な選択がないような又は著しく不平等な交渉力の産物ではない場合には、無謀な、または、重過失な行為に基づかされる請求を阻止する権利放棄を強制している」と述べて、法域によって扱いが異なることを示している。¹⁹⁾

REST. 3D TORTS: APPORTIONMENT OF LIABILITY § 2 のコメント g、無謀な行為及び意図的な不法行為に対する REPORTERS' NOTE は、「裁判所は一方の当事者を無謀な行為、または、意図的な不法行為となるような行為の結果から免責するように契約を解釈したがる。…… それにもかかわらず、そのような免責契約がその他の点で明白であり、曖昧でなければ、それは強制可能である」と述べている。

3) 合意が強制可能とされた事例 Hewitt v. Miller, 521 P.2d 244 (Wash. Ct.App. 1974), Schutkowski v. Carey, 725 P.2d 1057 (Wyo. 1986), Groves v. Firebird Raceway, Inc., U.S.App. LEXIS 29191 (9th Cir. 1995) は、スポーツ又はレクリエーション活動のサービス提供者を法的責任から解放する文書による免責合意は法的に拘束力を有するとされた事例である。

Hewitt v. Miller は、上級スキューバ・ダイビング・クラスの受講生が浮上に失敗し、海中で行方不明になった事故に関する訴訟である。Don Franklin Hewitt は、第1回目のダイビングを行う前に、参加受講者の死亡又は負傷を理由として生じるあらゆる請求について教習所の経営会社及びそのインストラクターたち他を法的責任から解放することを意図する“Safety Affirmation and Release”に署名した。Hewitt

の遺産管理人が不法死亡訴訟を起こした。被告らは Hewitt が署名した権利放棄等を主張し、訴えを棄却する申し立てを行い、トライアル裁判所によって認められた。原告が上訴した。

上訴裁判所は、トライアル裁判所の判決の次のような部分を認め、取り上げている。

「3. 以下の事実には真の争点は存在しない。つまり、

- (a) “Safety Affirmation and Release” は、Don F. Hewitt によって作成・署名された。
- (b) 権利放棄の様式及び文言は、署名者に対して、そこに挙げられている法的責任の放棄を十分納得させる程よく目立つものであった、……
- (c) 原告が過失を立証するために依拠している諸行為は、権利放棄文書の文言に含まれるタイプの活動であり、そして、権利放棄文書は、それらの行為が関係する活動の性質に固有であるが故に、そのタイプの活動に就き被告らを免責するために企画されている。……

5. この権利放棄文書は免責条項の適切な主題であった。そして、パブリック・ポリシーに反しておらず、そして、厳格に解釈されたけれども、原告の第1の訴訟原因に対する有効な抗弁である。」(at 245. なお、3の(d)はサマリ判決との関係で被告らの行為が故意の行為、無謀な行為に当たらないことを述べており、4は権利放棄の契約の約因に関する言及なので、省略した。)

上訴裁判所は、争いのない事実は、「Hewitt が “Safety Affirmation and Release” を作成・署名したことを示しており、そして、その文章を検討すれば、その様式は非常によく分かり、合理人ならば、Hewitt が訳も分からずにその文書に署名したか否かという問題について意見を異にすることはないのであろう」と述べて、権利放棄書自体を掲載している。

3の(c)は、被告の法的責任が免除される被告の行為がどの程度まで特定されなければならないかという問題に答えている。権利放棄文書では、被告らを「上級スキューバ・ダイビン

グ・クラスとの関係で生じることに就き法的責任を有するとしなさい」と包括的表現を行っており、免責の対象となる行為を具体的に特定していない、また、「過失」という用語を用いて注意を喚起していない。しかし、権利放棄書には Hewitt が「スキン・ダイビング、および、スキューバ・ダイビングの固有のリスクの一切を知っている」との文言があり、上訴審判決は、「ダイバーが浮上に失敗することは、明らかにスキューバ・ダイビングというスポーツの固有の危険である」として、「権利放棄は、明らかに Don Franklin Hewitt の死亡をもたらした事故にはっきりと適用可能である」とし、「『過失』に明示的に言及することは、この権利放棄書の下で被上訴人らを保護するために必要ではない。」と述べた。(at 248.)

Schutkowski v. Carey は、スカイ・ダイビングの受講者であった Barbara Schutkowski が、初めてのパラシュート降下で着地の時に背中、腕、脚を負傷し、インストラクターの Carey 他を相手に起こした過失訴訟である。Schutkowski は “Release and Indemnity Agreement” に署名していた。トライアル裁判所は、この合意書が過失から生じる結果を含めて、被害に就きインストラクターたちを全ての法的責任から免除したとした解釈した。原告が上訴した。

Schutkowski は、トライアル裁判所は、権利放棄書を、過誤が無くても通常、そして、不可避免的に生じる被害について法的責任を免除するだけであると厳格に解釈しなかった点で誤審したと主張した。問題点は、過失による法的責任を排除する当事者たちの意図を明白に、そして、はっきりと示すために、「過失」という用語、または、その他の特別な言葉遣いが要求されるかという点に存した。

上訴裁判所は、後出の Gross v. Sweet, 400 A.2d 306 (N.Y. 1979) の反対意見に依拠して、「権利放棄が過失に基づかされる請求を含まないと解釈されるならば、権利放棄は何ものも免除せず、そして、無意味であり、無用の長物である。『過失』という言葉、または、訴状で主張されているような特定の不法な行為が存在す

べきであるという要求は、言葉の意味の定型化に墮するであろう、それは今日では放棄されている」(at 1062.)と述べた。

しかし、Thomas 首席判事は、「過失」という法的用語を用いることは、権利放棄の範囲を相手当事者に気付かせるために必要であるという立場から反対した。(at 311 - 313.)

Groves v. Firebird Raceway, Inc.²⁰⁾ では、Gary Groves が Firebird Raceway で行われる自動車レースに参加するために、出場料を支払い、そして、“Release and Waiver of Liability and Indemnity Agreement” という表題の権利放棄文書に署名した。レースの間に Groves の車がクラッシュし、炎上し、Firebird Raceway, Inc. (以下、“Firebird”) の従業員たちは消火活動を行ったが、Groves は深刻な火傷を負い、相当の治療費を被った。

Groves は消火活動で Firebird の側に過失があったとして、連邦地方裁判所に州籍相違訴訟を起こした。連邦地方裁判所は被告勝訴の判決を下した。

Groves は上訴し、彼が署名した権利放棄は消火に過失があったということを理由とする請求を阻止しないと、そして、権利放棄が消火の過失に基づく彼の賠償請求の主張を阻止すると結論し、サマリ判決を求める Firebird の申立を認めた点で連邦地方裁判所に誤審があると主張した。Groves は、特に、権利放棄文書の「イベントの活動は非常に危険である」という語句の「イベント (event (s))」という言葉、「過失を犯した救助活動を含め、……過失によって引き起こされた」という語句の「過失を犯した救助 (negligent rescue)」は定義されておらず、そのために、権利放棄は曖昧であり、強制不可能であると主張した。

上訴裁判所は、権利放棄文書の関係部分を挙げて、「権利放棄の明確な目的が全ての法的責任を阻止することである場合には、当事者たちは危害を結果した正確な事件の生起を予想している必要はない。……この合意文書は消火に過失があったという請求を特定して阻止していないけれども、全体的に読むと、その趣旨は、そのような請求を阻止することである」と述べ

て、Groves の主張を退けた。

4) 合意が強制不可能とされた事例 Gross v. Sweet, 400 A.2d 306 (N.Y. 1979), Jorst v. D' Ambrosino Bros. Investment Co., 2001 WL 969039 (N.D. Cal. 2001), Turnbough v. Lander, 754 So.2d 467 (Miss. 1999) は、権利放棄の合意が強制不可能とされた事例として挙げられる。

Gross v. Sweet は、Schutkowski 事件と同じく、原告の Bruce E. Gross がパラシュート降下の着地時に人身被害を負った事故に関する過失訴訟であるが、Schutkowski 事件判決と異なり、原告が署名した権利放棄書は強制不可能とされた。

Gross 事件判決は、権利放棄をただ包括的に述べる文言は権利放棄の範囲を明白に、はっきりと述べるという要件を満たさないとされ得ることを示している。最高裁判所は、Gross が署名した権利放棄書は「被告のトレーニング方法において、または、被告が安全な装備を提供することにおいて適正な注意を払うことを怠ることから結果するかもしれない被害又は財産上の損害に就き被告に法的責任を免除する意図をどこにも明示していない」、「最も合理的にとっても、そのような肉体的にきついスポーツに参加する者にとって、被告に過誤が無くても、通常、そして、不可避免的に生じるような被害に就き被告が責任を負わないということだけを理解させるものでしかない」と捉えられるだろう」(at 311.)と述べている。この判決では3名の裁判官が反対意見を述べており、上記で見たように、Schutkowski 事件判決はこの反対意見を採用した。

Jorst v. D'Ambrosio Bros. Investment Co.²¹⁾ は、乗馬での事故に関する訴訟である。Jorst 母娘が、D'Ambrosio Brothers Investment Company and Frank D'Ambrosio (以下、“D'Ambrosio”) が所有する Rapp Ranch (Rapp 牧場) として知られている牧場に彼らの馬を連れて行き、“Rapp Ranch Release of Liability” という表題の文書を含む一束の文書を受け取り、母親はそれに正式に署名した。判決がこの事件の権利放棄書の要点と

するところは、同類の一般的な事項を述べる箇所を除くと、次の通りである。

「その契約文書を有効に成立させる者は、『乗馬、および、それに関係する諸活動が本来的に危険であること、そして、私自身、私の馬に対するだけでなく、他者に対しても同様に被害と損害のリスクを伴うスポーツである』ということ認める。その契約文書は、『私、私の馬又はその他の財産が、Rapp Ranch で乗馬活動に参加している他者の結果として被る如何なる被害に就いても』、Ranch とその被用者たちを法的責任から解放し、そして、損害を受けないようにする。その権利放棄文書はまた、署名者は Ranch 及び D'Ambrosio を『Rapp Ranch』又はその被用者たち『の側の過失行為又は通常の注意を欠く行為に因る全ての法的責任から』解放することを述べている。」

その権利放棄文書はまた、『「未成年者は、親または後見人によって署名された以下の法的責任を負わなければならない』と全て大文字で書かれた節を含んでおり、そして、署名した親は、『私の未成年者が乗馬、および、それに関係する諸活動に参加することを約因として、この Release of Liability の条項及び条件が、彼等が乗馬、および、それに関係する諸活動に参加することから生じる、私の未成年者、彼らの馬、及び財産に対する損害又は被害に関して、我々、我々の未成年者に対して拘束力を有する』』ということを含んでいた。

その後、当時9歳の娘が同牧場の屋内アリーナで、牧場によって雇用されていた Lee Webster から乗馬の指導を受けていた際に被害を受けた。被害の原因は、同牧場は数週間前のイベントで長さ20フィートのポリ塩化ビニルのパイプを使用し、そのパイプをアリーナの壁に縛り付けて保管していたが、娘の左足がパイプに引っかかり、彼女が馬からアリーナの壁に、そして、地面に投げ出されたことであった。

D'Ambrosio と Webster の双方は、Jorst 家族の請求は明示的なリスク引き受けによって阻止されるという論拠で、請求棄却の判決を求める申立を行なった。判決は、明示的なリスク引き受けを行なった場合に、原告は、被告が負っ

ている注意義務から被告を解放し、そして、原告は過失行為を理由にして訴えることができないという原則を認めた。しかし、この事件の法的責任の免除は、「牧場が敷地のメンテナンスで犯した過失に就き牧場を免責する意図を明白に表現していなかった」と認めて、この事故による原告らの請求について権利放棄は強制不可能であるとした。

判決は、権利放棄が強制可能であるために California 州の裁判所が確認してきた三つの前提要件を検討した。(1) その権利放棄は当事者たちの意図を表現する点で、明白であり、曖昧でなく、そして、明確でなければならない。(2) 過失行為は、それは権利放棄者に対する被害を結果する過失行為であるが、権利放棄が与えられる対象又は目的と合理的に関係していなければならない。そして、(3) 権利放棄はパブリック・ポリシーに違反してはならない。当事者たちはパブリック・ポリシー違反を主張しなかったため、判決は(1)と(2)の要件を検討した。

(1) の要件について、判決は次のように述べている。「この権利放棄を読む素人は、彼又は彼女は、乗馬から結果する被害を理由に訴えることができないと認識するだろうが、しかし、牧場がその施設を安全な状態に維持することを怠ることができるとは思わないだろう。」「牧場の観点からは、牧場の敷地の維持に過失があることは牧場の顧客に被害が生じるかもしれない原因の一つである。牧場がそれを権利放棄に含めなかったことは、牧場がその施設の運営に過失があったことに因る法的責任を否定することを意図していたか否かに関して、権利放棄文書を不明確にし、曖昧にしている。」

(2) の要件は、権利放棄が敷地の法的責任に関して明白であり、曖昧でなかったとしても、さらに求められる要件である。権利放棄が行なわれる対象・目的と被害が合理的に関係しているか否かが問題とされ、この合理的関係性について、判決は、「被害を引き起こした特定の過失行為の諸リスクは、合意に公正に含まれているためには、合理的に予見できるものでなければならない」と述べる。乗馬の固有のリスクは合理的に予見できるが、牧場の施設によって引

き起こされる被害は合理的に予見されえないとして、この要件でも、判決は問題の権利放棄を強制不可能とした。

Turnbough v. Lander は、Hewitt v. Miller と同じく、スキューバ・ダイビングでの事故に関する訴訟である。Michael Turnbough は、海洋・湖でのスキューバ・ダイバーとしての認定書を取得しようとして、Gulfport Yacht Club によるスキューバ・ダイビング・クラスに入学し、そして、Janet Lander の指導を受けた。6 週間のコースの終わりに Florida 州の Panama City で認定書を取得するための適性テストのダイビングが行われた。1 日目に浜からのダイビングが 2 回行われ、翌日の 2 日目にダイビング用ボートから 2 回のダイビングが行われた。その晩に Gulfport に戻る途中で、彼は普通「潜水病」として知られる空気塞栓症の兆候を感じた。翌日には関節の節々に痛みを感じだした。彼はダイビングの専門病院で空気塞栓症の治療を受け、そこで、彼が言うには、潜水概要に目を通した医師は、ダイビングが長すぎたと、ダイバーが水面に浮上する前に減圧の停止が行われるべきであったと述べた。さらに彼は医師より、彼は二度とダイビングすることができないと言われた。

Turnbough は、スキューバ・ダイビングのクラスに参加するのに、Lander と Gulfport Yacht Club のための権利放棄書、“Liability Release and Express Assumption of Risk” に正式に署名することを要求された。そこでは、「圧縮空気を装備するダイビングはある種の固有のリスク、空気塞栓症〔等〕を含んでいる」という文言があった。

Turnbough は、Lander にはダイビングの監督において、および、彼を空気塞栓症のリスクに曝したことで過失があると主張して訴えを起こした。Lander は、Turnbough が署名した権利放棄書に基づいて、彼の請求を棄却する判決を求める申立を行い、Circuit Court は彼女の申立を認め、Turnbough の請求を棄却した。Turnbough は、特に、問題の権利放棄はパブリック・ポリシーに違反するものとして、無効にされるべきであると主張して上訴し

た。上訴裁判所は、この権利放棄は純粋に私的な性格の契約であり、スキューバ・ダイビングは社会公共の関心事項に関係していないので、Mississippi 州のパブリック・ポリシーに違反しないと認めた。州最高裁判所が裁量上訴を認めた。

最高裁判所は、「免責合意の文言はできる限り明白に、そして、明確に、一方の当事者が法的責任から免れようとする範囲を表現しなければならない。それを行わないと、我々は、適用範囲が広い、一般的な『過失を免責する』諸条項を承認せず、そして、それらの条項を抗弁として主張する当事者にとって厳しく解釈する」と述べて、さらに、「権利放棄書の法的責任を免れる範囲をさらに決定する上で、当裁判所は、契約書が作成・署名された時に存在していた状況に照らして当事者たちの意図を見てきた」(at 469.) と述べている。この部分は、Turnbough が前もって印刷されている契約書に、しかも、契約する諸条項の取り決めのために交渉を行うことなく契約書に署名したという状況を指している。

「契約書は取り決めの交渉に依っておらず、適用範囲が広い過失免責の条項を含んでいるので、契約書の諸条項はそれらを強制しようとする当事者にとって厳格に解釈されなければならない」として、最高裁判所は免責合意の範囲について、「Turnbough は、権利放棄書を作成・署名することによって、Lander が未熟な受講者を指導する者にとって共通の知識であるべき基本的な事故防止のガイドラインに従わないことによって引き起こされる被害に就き、承知の上で、賠償を求める権利を放棄しなかった」(at 470.) と述べた。

水の事故防止とスキューバ・ダイビングの専門家である Tom Ebro は、宣誓供述書で、Lander の指導はスキューバの指導の最小限度の受け入れられうる基準を「とんでもなく下回って」と述べており、最高裁判所は、彼の宣誓供述書が「Turnbough が主張しており、そして、彼の請求が依拠する過失行為は当事者たちによって予想されていなかったであろうということを示している」(at 469.) と述べている。

5) 活動に固有なリスクと権利放棄 権利放棄の合意文書が、それを抗弁として主張する側にとって厳しく解釈されるという点は確立されている。しかし、どこまで厳しく解釈されるかという点では意見が分かれている。このことを示しているのが、4対3に分かれた *Gross v. Sweet* である。反対意見 (at 311 - 312) は、権利放棄の合意文書の存在が無意味になりえる程に厳しい基準 (「当事者たちが、[一方の当事者が自分自身の過誤による法的責任を免れようとしている] ということを理解しているということが絶対的に明らかでなければならない」という基準) が、損失補償で一方の当事者の過失に就き法的責任を制限する合意が問題となった事件の判決と連動して、権利放棄の場合にも「合意文書全体の文言及び目的から明白に含意される」という基準に変更されたとし、問題の権利放棄文書は過失に就き法的責任を免除していると主張した。

権利放棄の合意の強制可能性に関する法政策的問題は別にして、理論的には、*Gross v. Sweet*, at 313 で反対意見が述べるように、「被告らの一方又は双方の過失がなくても生じた人身被害又は財産損害は、そもそも、訴訟原因を生じさせないだろう。そこで、権利放棄は、過失に基づかされる請求を含まないと解釈されるならば、何も放棄せず、そして、無意味であり、無用の長物である」だろう。被告に過失がなければ、活動に固有のリスクによって被害が生じても、被告に法的責任は生じえない。 *Hewitt v. Miller* は「ダイバーが浮上に失敗することは、明らかにスキューバ・ダイビングというスポーツの固有の危険である」と述べているが、それは、事件が被告の注意義務違反の存否の問題と捉えられることを示している。

Gross v. Sweet, at 311 では、重過失に対して権利放棄は強制できないという点で、多数も反対派も一致している。また、*Schutkowski v. Carey*, at 159 も重過失に対しては権利放棄の合意は強制できないという立場を採っている。〔注26〕原告が空気塞栓症に罹患した *Turnbough v. Lander* では、権利放棄の合意文書に「空気塞栓症」のリスクが挙げられていたが、裁判所

は合意文書の強制を拒否した。 *Turnbough v. Lander*, at 470 は、「確かに、合意書の文言からは、*Turnbough* が専門指導員の違法な行為によって引き起こされる被害に強く曝されることを受け入れることを意図していたとは言われることができない」と述べており、文言の明確性を判断基準とすることを示しているように読むことができると思われるが、*Mills* 判事の反対意見 (at 471.) は、この権利放棄は「曖昧ではない」と認めている。この判決について *GALLIGAN, ET AL.*, at 698 は、*Turnbough* 事件の論点を、「『圧縮空気を装備したダイビングは空気塞栓症〔を含む〕固有のリスクを含むことを、私は理解している』と述べる権利放棄は、基本的な事故防止指針に従うことを怠ったインストラクターの過失によって引き起こされる被害にさらされることを原告が受け入れたということを証明しなかった」と述べて、同意の範囲の問題としている。原告がスキューバ・ダイビングに空気塞栓症のリスクがあるということを知っていることは、空気塞栓症の発症に係わる被告の過誤を問わないという同意を含まないということであろう。

指導員の *Lander* が専門家としてスキューバ・ダイビングの危険 (空気塞栓症の発症) に関して初歩的な注意を払わない、つまり、わずかな注意も払わなかったという事実認定に基づくならば、この事件は、法域によっては、*Lander* の重過失を認定して、権利放棄合意の強制可能性を認めないことができる事件でもあったのではないかと思われる。

注1) *DOBBS* は、「引き受けられたリスク (assumed risk)」という用語を用いているが、*DOBBS ET AL.* では「リスク引き受け」を用いている。

注2) 製造物の欠陥による事故はスポーツ法でも論じられる。例えば、*Ray Yasser, James R. McCurdy, C. Peter Goplerud and Maureen A. Weston, Sports Law Cases and Materials 712-26 (5th ed. 2003)* は、「欠陥スポーツ器具に因る製造物責任」という小見出しで、棒高跳び用のポール、野球のピッチング・マシーン、ゴルフ練習器具、飛び込み練習用の小型円形トランポリンの欠陥に係わる事故等

で過失, 不実表示, 保証義務違反, または, 厳格責任を主張して賠償を求めた事件を論じている。「リスク引き受け」の抗弁の論点も存在するが, それは製造物事件の文脈で別に論じられるべき問題と思われる。WOODS & DEERE の第 6 章「リスク引き受け」は, 「非製造物事件におけるリスク引き受け」と「製造物事件におけるリスク引き受け」を分けて論じている。なお, Id. § 14:29 at 356 を参照。

- 注 3) 意図的な不法行為の一つである不法な身体接触 (battery) に対する抗弁である「同意」はリスク引き受けの抗弁と類似している。DOBBS, § 95 at 217.
- 注 4) 著者が述べているように, 他の一般的な教科書と異なり, 「注意の基準」を義務違反という要素の一部としないで独立させている。他の教科書の例として, 例えば, DOBBS § 114, at 269, TWERSKI & HENDERSON, at 109-110. 参照, 樋口, 71 頁。
- 注 5) DIAMOND, ET AL., § 3.03 n.3 は, 「義務違反の要素は, 義務違反が, 被告が関係する注意基準を満たさないことによって立証されるのであるから, 注意の基準と絡み合っている。注意の基準は負っている義務の尺度なので, 注意の基準は, また, 義務の概念と密接に関連している」と述べている。
- 注 6) 参照, DOBBS, § 116 n.2.
- 注 7) 参照, DOBBS, § 117 at 278 ; REST. 3D TORTS § 3 Comment b.
- 注 8) 参照, REST. 3D TORTS § 7. 義務「(a) 行為者は, 通常, 行為者の行為が物理的な危害のリスクを作り出すときに, 合理的な注意を払う義務を負っている。(b) 例外的な場合, 明確に述べられた対抗原則又はポリシーが特定のクラスの事件で法的責任を否定する又は制限することを正当化するときには, 裁判所は, 被告には義務がなかったと, または, 合理的な注意を払うという通常の義務は修正が必要であると決定することができる。」
- 注 9) 参照, REST. 3D TORTS § 7(b). なお, DOBBS, § 115 at 270.
- 注 10) 参照, 樋口, 226-228 頁。
- 注 11) 「最後の明白な機会」は, 原告が過失によって危機に陥り, なす術もないときに, 被告が通常の注意を払うことによって原告の被害を回避できるのに過失によって原告に被害を与えた場合に被告の寄与過失の抗弁を排除する法

理である。参照, DOBBS, § 200 at 499-500.

- 注 12) § 496C「黙示的なリスク引き受け」。§ § 496D - E は, 黙示的なリスク引き受けが認められる要件, 原告が「リスクを知っており, そして, 正しく認識・評価していること」, 原告の「自発的な引き受けの必要性」に関するルールを述べており, § § 496F - G は, 被告の行為が制定法違反の場合と, 証明負担のルールを述べている。
- 注 13) REST. 3D TORTS: APPORTIONMENT OF LIABILITY § 2 のコメント a, および, コメント a への REPORTERS' NOTE
- 注 14) REST. 3D TORTS: APPORTIONMENT OF LIABILITY § 2 のコメント i への REPORTERS' NOTE
- 注 15) 参照, DOBBS, § 211 n. 17. Mark Lunney and Ken Oliphant, TORT LAW TEXT AND MATERIALS 504-505 (2d ed. 2003)
- 注 16) Simon Deakin, Angus Johnston, and Basil Markesinis, MARKESINIS AND DEAKIN' S TORT LAW 754 (5th ed. 2003).
- 注 17) 参照, DOBBS, § 211, at 537-538.
- 注 18) 「重過失, 無謀な行為」の概念, 基準については, REST. 3D TORTS § 2. DOBBS, § 27. DOBBS ET AL., § 140 を参照。
- 注 19) なお, 重大な過失を犯す行為, 無謀な行為, または, 意図的な行為に就いて権利放棄による法的責任免除を認めない法域と認める法域に関して, DOBBS ET AL., § 232 n. 12 及び n.13 を参照。
- 注 20) Groves v. Firebird Raceway, Inc. の判決文は, COTTON & WILDER, at 64-66 に依った。
- 注 21) Jorst v. D'Ambrosino Bros. Investment Co. の判決は, TWERSKI & HENDERSON, at 422-425 に依った。

引用文献の省略

- REST. 2D TORTS……Restatement Second of Torts
 REST. 3D TORTS……Restatement Third of Torts,
 Liability for Physical and Emotional Harm
 REST. 3D TORTS: APPORTIONMENT OF
 LIABILITY……Restatement Third of Torts,
 Apportionment of Liability
 (Restatement の省略形式は GALLIGAN, ET AL. に
 依った。)
 BEST & BARNES……Arthur Best and David W.

- Barnes, BASIC TORT LAW Cases, Statutes, and Problems (2d ed. 2007)
- COTTON & WILDER……Doyice J. Cotton and T. Jessen Wilde, SPORT LAW FOR SPORT MANAGEMENT (1997) .
- DIAMOND, ET AL.……John L. Diamond, Lawrence C. Levine and M. Stuart Madden, UNDERSTANDING TORTS (2d ed. 2000).
- DOBBS……Dan B. Dobbs, THE LAW OF TORTS (2001).
- DOBBS ET AL.……Dan B. Dobbs, Paul T. Hayden and Ellen M. Bublick, THE LAW OF TORTS (2d ed. 2011) .
- GALLIGAN ET AL.……Thomas C. Galligan, Phoebe A. Haddon, Frank L. Maraist, Frank McClellan, Michael L. Rustad, Nicolas P. Terry and Stephanie M. Wildman, TORT LAW: CASES, PERSPECTIVES, AND PROBLEMS (rev. 4th ed. 2007) .
- HENDERSON, ET AL.……James A. Henderson, Jr., Richard N. Pearson and John A. Siliciano, THE TORTS PROCESS (6th ed. 2003).
- TWERSKI & HENDERSON……Aaron D. Twerski and James A. Henderson, Jr., TORTS Cases and Materials (2003) .
- WOODS & DEERE……Henry Woods and Beth Deere, COMPARATIVE FAULT (3d ed. 1996).
- 樋口……樋口範雄, アメリカ不法行為法 (平成 21 年 6 月)

(2014 年 11 月 27 日受付)
(2015 年 2 月 9 日受理)